

# 新潟薬科大学学則

制 定 平成3年3月20日  
最新改正 平成27年4月1日

## 第1章 総則

### 第1節 目的及び点検・評価

(本学の理念及び目的)

第1条 新潟薬科大学（以下「本学」という。）は、生命の尊厳に基づき、薬学及び生命科学両分野を連携させた教育と研究を通して、人々の健康の増進、環境の保全、国際交流や地域社会の発展に貢献する高い専門性と豊かな人間性を有する有為な人材の育成とともに、社会の進歩と文化の高揚に有益な研究成果の創出を理念とする。

2 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、前項の理念に沿った教育と研究を行うことを目的とする。

(点検及び評価)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、前条の理念及び目的並びに社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学の教育研究等の活動状況について、刊行物への記載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開するものとする。

### 第2節 組織

(学部、学科及びコース並びに入学定員及び収容定員)

第4条 本学に置く学部、学科及びコース並びにその学部の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	コース	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科		180人	1,080人
応用生命科学部	応用生命科学科	バイオ工学コース	120人	480人
		環境科学コース		
		食品科学コース		
		理科教職コース		
	生命産業創造学科		60人	240人
合計			360人	1,800人

(学部の教育研究上の目的)

第5条 各学部の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 薬学部は、国民に信頼され、医療に貢献できる高度な薬学を修め、医療人たる崇高な倫理観と豊かな人間性をもち、地域における人々の健康増進や公衆衛生の向上に貢献するとともに医療の進展に資する研究心を有する薬剤師を育成することを目的とする。
- (2) 応用生命科学部は、食品、環境、健康などの分野において、生命科学を基盤とした教育研究活動を推進し、当該分野の基本的知識及び専門的知識を備え、国際的、地域的な課題解決に向けた応用力を発揮する有為な人材を育成することを目的とする。
  - 1) 応用生命科学科は、バイオ工学、環境科学及び食品科学に関わる生命現象の本質を分子レベルで解明し、その応用及び効果的な理科教育を図るための教育研究を通して、対象分野において必要となる知識及び能力を修得した研究者、技術者、次世代を育成する指導者等の専門人材を育成する。
  - 2) 生命産業創造学科は、食品、農環境等の生命産業に関する技術や素材の基礎知識を修得しながら、主として農学分野における経済学及び経営学を駆使することで、企画、開発、経営に優れた専門人材を育成する。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する事項については、新潟薬科大学大学院学則で定める。

(学内共同利用教育研究施設等)

第7条 本学に、次の学内共同利用教育研究施設を置く。

- (1) 放射性同位元素利用施設
  - (2) 実験動物施設
  - (3) 遺伝子実験施設
  - (4) 共同利用機器施設
- 2 本学に、健康・自立総合研究機構を置くほか、次の教育研究センターを置く。
    - (1) 高度薬剤師教育研究センター
    - (2) 産官学連携推進センター
    - (3) 教育連携推進センター
    - (4) 健康推進連携センター
  - 3 前2項の組織のほか、学長は、その他の組織を置くことができる。
  - 4 前3項の組織に関し必要な事項は、別に定める。  
(学生支援総合センター)

第8条 本学に学生支援総合センターを置く。

- 2 学生支援総合センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設)

第9条 薬学部の附属施設として、薬用植物園を置く。

- 2 薬用植物園に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第10条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(事務部)

第11条 本学に事務部を置く。

- 2 事務部の組織及び事務分掌等については、学校法人新潟科学技術学園事務組織規程（昭和 58 年 4 月 20 日制定）の定めるところによる。

### 第 3 節 職員及び運営組織

#### （職員）

第 12 条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。ただし、講師については、学長の判断により置かないことができる。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長の職務を助ける。
- 4 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。
- 5 職員の職務については、学校教育法及び学校法人新潟科学技術学園服務規程（昭和 53 年 4 月 1 日制定）の定めるところによる。

#### （大学運営評議会）

第 13 条 本学に、本学の教育研究に関する全学的な重要事項を審議するため、大学運営評議会を置く。

- 2 大学運営評議会に関し必要な事項は、別に定める。

#### （教授会）

第 14 条 学部、その学部の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第 4 節 学年、学期及び休業日

#### （学年）

第 15 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### （学期）

第 16 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

- 2 学部長の申出により、学長が必要と認めた場合は、前項の学期の区分を変更することができる。

#### （休業日）

第 17 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める日
  - (3) 本学の開学記念日 6 月 14 日
  - (4) 春季休業 3 月 20 日から 3 月 31 日まで
  - (5) 夏季休業 8 月 10 日から 8 月 31 日まで
  - (6) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで
- 2 学長が必要と認めた場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、休業日であっても、特別の必要がある場合は、授業又は試験を行うことがある。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

#### (修業年限)

第18条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

(1) 薬学部 6年

(2) 応用生命科学部 4年

2 本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が本学の学部に入學する場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他を勘案して本学が定める期間を、当該学部の修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

#### (在学年限)

第19条 学生は、修業年限の2倍を超えて在學することができない。ただし、薬学部の同一年次の在学年限にあつては、2年を超えることができない。

### 第2節 入學

#### (入學の時期)

第20条 入學の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、後期の始めに入學させることができる。

#### (入學資格)

第21条 本学の学部に入學することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入學資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入學資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

#### (入學の出願)

第 22 条 本学の学部に入學を志願する者は、入學願書に所定の検定料及び別に定める書類を添付して願出しなければならない。

(入學者の選考及び合格者の決定)

第 23 条 前条の入學志願者については、別に定めるところにより入學者の選考を行う。

2 前項の入學者選考における合格者の決定は、その学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(入學手続及び入學許可)

第 24 条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、第 55 条別表第 1 の入學金等の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入學手続を完了した者に入學を許可する。

(編入學)

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の学部編入學を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、選考の上、その学部の相当年次に入學を許可することができる。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 第 21 条に規定する者で、専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限り)を修了した者

(6) 修業年限 4 年以上の大学において、1 年次修了以上の学力があると認められた者

(7) 外国において、学校教育における 13 年以上の課程を修了し、大学の 1 年次修了以上の学力があると認められた者

(転入學)

第 26 条 他の大学に在學している者及び我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在學している者(学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限り)で、本学の学部編入學を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、選考の上、その学部の相当年次に入學を許可することができる。

(再入學)

第 27 条 本学の学部を第 53 条第 1 項の規定により退學した者又は同条第 2 項第 1 号に該当し退學を命ぜられた者で、同一の学部編入學を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、選考の上、その学部の相当年次に入學を許可することができる。

(編入學、転入學及び再入學者の在學すべき年数等)

第 28 条 前 3 条の規定により編入學、転入學又は再入學が許可された者の通算することができる修業年限及び入學前に修得した単位については、その学部の教授会の議を経て、学部長が認定する。

(編入學、転入學及び再入學の出願、入學者選考、入學手続及び入學許可)

第 29 条 編入學、転入學及び再入學の出願、入學者選考、入學手続及び入學許可については、第 22 条、第 23 条及び第 24 条の規定を準用する。

### 第3節 教育課程及び履修方法等

#### (教育課程の編成方針)

第30条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

#### (教育課程の編成方法等)

第31条 教育課程は、各授業科目を教養教育に関する授業科目（保健体育及び外国語に関する授業科目を含む。以下「教養科目」という。）及び専門教育に関する授業科目（以下「専門科目」という。）並びに必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に配分して編成するものとする。

- 2 授業科目の区分、名称及び単位数等は、別に定める。
- 3 各年度における授業科目の開設計画は、各学部が教育課程に基づき決定するものとする。

#### (授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

#### (単位の計算方法)

第33条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
  - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

#### (授業期間)

第34条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(履修科目の登録の上限)

第 35 条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を超えて優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 36 条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 37 条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与) ※旧学則第 23 条から移動。

第 38 条 一の授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、卒業研究の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 前項の試験に関し必要な事項は、各学部が別に定める。

(成績) ※旧第 27 条から移動

第 39 条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の 5 種の評価をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 40 条 各学部は、教育上有益と認める場合は、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他大学等の授業科目を履修しようとする場合は、あらかじめ学部長の許可を得なければならない。

3 前 2 項の規定により学生が修得した他大学等の授業科目の単位については、各学部の教授会の議に基づき、60 単位を超えない範囲でその学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前 3 項の規定は、学生が第 51 条第 1 項の規定により外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 5 他大学等（外国の大学等を含む。）における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 41 条 各学部は、教育上有益と認める場合は、学生が行う短期大学又は高等専門学校  
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所属する学部における  
授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 40 条第 3 項及び第 4 項の規定に  
より本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 42 条 各学部は、教育上有益と認める場合は、学生が本学に入学する前に他大学等又  
は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和  
31 年文部省令第 28 号）第 31 条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）  
を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 各学部は、教育上有益と認める場合は、学生が本学に入学する前に行った第 41 条第  
1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることが  
できる。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入  
学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 40  
条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす  
単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（その他）

第 43 条 この節に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、各  
学部が別に定める。

#### 第 4 節 卒業及び学位

（卒業）※旧第 39 条から移動

第 44 条 卒業の要件は、第 18 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、別に定めるところ  
により、所定の授業科目及び単位数（薬学部にあつては 186 単位以上、応用生命科学  
部にあつては 124 単位以上）を修得するものとする。

- 2 前項に規定する卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 32 条第 2 項の授業の  
方法により修得することができる単位数は、60 単位を超えないものとする。
- 3 学校教育法第 89 条の規定により、応用生命科学部の学生でその学部に 3 年以上在学  
したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件  
としてその学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第 18 条第 1  
項第 2 号の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。この場合において、当  
該学部は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 147 条に規定する要件  
を満たさなければならない。
- 4 第 1 項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の  
認定は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学長が行う。
- 5 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。



※旧第 39 条第 2 項から移動

(学位の授与) ※旧第 40 条から移動

第 45 条 本学の学部を卒業した者には、次のとおり学士の学位を授与する。

- (1) 薬学部卒業者 学士(薬学)
- (2) 応用生命科学部卒業者 学士(応用生命科学)

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 節 休学、復学、転学、転学部、留学及び退学等

(休学)

第 46 条 疾病その他やむを得ない理由により 3 月以上修学することができない学生は、所属する学部の学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 入学年次については、原則として前期の休学を認めない。
- 3 疾病その他の理由により修学することが適当でないと認められる学生については、その学生が所属する学部の学部長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 47 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第 19 条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第 48 条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

- 2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学することができる。
- 3 前 2 項の規定により復学しようとする学生は、あらかじめ所属する学部の学部長の許可を得なければならない。

(転学)

第 49 条 他の大学への転学を志願しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。

(転学部)

第 50 条 本学の他の学部に転学部を志願する学生は、各学部の定めるところにより、選考の上、転学部を許可することがある。

- 2 転学部を志願する学生は、現に所属する学部の学部長の許可を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定により転学部が許可された学生の通算することができる修業年限及び既に修得した単位については、転学部先の学部の教授会の議を経て、学部長が認定する。

(留学)

第 51 条 外国の大学等で学修することを志願する学生は、学部長の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第 18 条に規定する修業年限及び第 19 条に規定する在学年限に算入する。
- 3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(学生の在外研修)

第 52 条 本学は、学生を国際学会での発表、学術研究、国際交流その他の目的で在外研修させることができる。

2 在外研修に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第 53 条 退学しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生には、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、退学を命ずることができる。

(1) 学費納入の督促を受けてから 30 日以内に納入しない者

(2) 休学期間が満了しても復学しない者

(3) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者

(除籍)

第 54 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、除籍する。

(1) 第 19 条に規定する在学年限を超える者

(2) 第 47 条第 2 項に規定する休学期間を超える者

(3) 死亡の届出のあった者

(4) 行方不明の届出のあった者

## 第 6 節 学費等

(学費の額及び納入期限)

第 55 条 学費の区分、額及び納入期限は、別表第 1 の表のとおりとする。

2 学費を納入期限までに納入しない学生には、第 38 条第 1 項の規定にかかわらず、単位を与えないものとする。

(納入済みの学費の取扱い)

第 56 条 納入した学費は、原則として返還しない。ただし、入学前の所定の期日までに入学辞退を申し出た者の学費については、この限りでない。

(休学期間中の学費の取扱い)

第 57 条 休学期間中の学費は、その一部について別に定めるところにより免除することがある。ただし、学期の途中から休学又は復学する場合は、その学期の学費の全額を徴収する。

(停学期間中の学費及び退学者等の学費の取扱い)

第 58 条 第 62 条第 2 項の停学を命ぜられた場合は、その期間中の学費を徴収する。

2 学期の途中で、退学若しくは転学した場合又は除籍された場合は、その学期の学費の全額を徴収する。

(学費の免除及び徴収猶予)

第 59 条 学費は、その一部又は全部について別に定めるところにより免除又は徴収猶予することがある。

(入学検定料その他の費用)

第 60 条 入学検定料その他の費用については、各学部の教授会の議を経て、学部長が別に定める。

2 実習等で特別に必要とする経費については、実費を徴収することがある。

## 第7節 表彰及び懲戒

### (表彰)

第61条 学生として表彰に値する行為があった場合は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が表彰する。ただし、特に重要な表彰にあつては、大学運営評議会の議を経て、学長が行う。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

### (懲戒)

第62条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった場合は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が懲戒する。ただし、次項の退学については、当該教授会の議に付した後、大学運営評議会の議を経て、学長が行う。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 補則

### 第1節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

#### (科目等履修生)

第63条 本学の学生以外の者で、本学の学部において一又は複数の授業科目の履修を志願する者がある場合は、学部の教育に支障がないときに限り、志願先の学部の教授会で選考の上、学部長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の単位については、第38条及び第39条の規定を準用することができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (研究生)

第64条 本学の学生以外の者で、本学の学部において、特定の専門事項について研究を志願する者がある場合は、学部の教育に支障がないときに限り、志願先の学部の教授会で選考の上、学部長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (特別聴講学生)

第65条 他大学等の学生で、本学の学部の授業科目の履修を志願する者がある場合は、当該他大学等との協議に基づき、志願先の学部の教授会で選考の上、学部長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 他大学等との協議その他特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (科目等履修生及び研究生の入学資格等)

第66条 科目等履修生及び研究生の入学資格、在学期間及び学費については、別表第2の表のとおりとする。

#### (外国人留学生)

第67条 外国人で大学で教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部に入學を志願する者がある場合は、特別に選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の授業科目については、第31条第2項に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することがある。

3 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2節 公開講座

(公開講座)

第68条 本学における教育研究成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3節 改廃手続

(学則の改廃)

第69条 この学則の改廃は、各学部教授会の議に付した後、大学運営評議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

(省 略)

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第4条の応用生命科学部生命産業創造学科にかかる収容定員及び大学全体の収容定員は、平成27年度から平成29年度までの間、次のとおりとする。

学部	学科	平成27年度	平成28年度	平成29年度
応用生命科学部	生命産業創造学科	60人	120人	180人
合計		1,620人	1,680人	1,740人

別表第1（第55条関係）

学費の額及び納入期限

学部	学科	年次	学期	納入期限	入学金	授業料	施設設備 資金	計	
薬学部	薬学	入学年次	前期	入学手続の時	円 300,000	円 600,000	円 450,000	円 1,350,000	
			後期	10月末日		円 600,000	円 450,000	円 1,050,000	
			計		円 300,000	円 1,200,000	円 900,000	円 2,400,000	
		二 年 次 以 降	前期	4月末日			円 600,000	円 450,000	円 1,050,000
			後期	10月末日			円 600,000	円 450,000	円 1,050,000
			計				円 1,200,000	円 900,000	円 2,100,000
応用生命科学部	応用生命科学	入学年次	前期	入学手続の時	円 300,000	円 450,000	円 100,000	円 850,000	
			後期	10月末日		円 450,000	円 300,000	円 750,000	
			計		円 300,000	円 900,000	円 400,000	円 1,600,000	
		二 年 次 以 降	前期	4月末日			円 450,000	円 300,000	円 750,000
			後期	10月末日			円 450,000	円 300,000	円 750,000
			計				円 900,000	円 600,000	円 1,500,000
	生命産業創造学	入学年次	前期	入学手続の時	円 300,000	円 400,000	円 100,000	円 800,000	
			後期	10月末日		円 400,000	円 100,000	円 500,000	
			計		円 300,000	円 800,000	円 200,000	円 1,300,000	
		二 年 次 以 降	前期	4月末日			円 400,000	円 200,000	円 600,000
			後期	10月末日			円 400,000	円 200,000	円 600,000
			計				円 800,000	円 400,000	円 1,200,000

備考 1 編入学、転入学及び再入学については、入学金は入学時に適用される額とし、授業料及び施設設備資金については、編入学、転入学又は再入学した年次の在學生に適用される額とする。

2 薬学部の4年次留年生及び5年次生については、別に定めるところにより、授業料の減免を認めることがある。

別表第2（第66条関係）

科目等履修生及び研究生の入学資格等

区 分	科 目 等 履 修 生	研 究 生
入学資格	高等学校卒業若しくはそれと同等以上の者又は本学が特に認めた者	大学卒業若しくはそれと同等以上の者
入学時期	各学期の始め	随時
在学期間 *1	1年以内	1年以内
学 費 *2	授業料 1単位につき 50,000円	入学金 100,000円 授業料 年400,000円 (特別の場合、実習費を自弁することがある。)

備考

- \*1 事情により延長を認める。
- \*2 事情により減免を認めることがある。

## 新潟薬科大学大学運営評議会規程

制 定 平成 25 年 4 月 1 日

最新改正 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟薬科大学学則第 13 条第 2 項の規定に基づき、大学運営評議会に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 大学運営評議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 薬学部長
- (4) 応用生命科学部長
- (5) 図書館長
- (6) 学生支援総合センター長
- (7) 高度薬剤師教育研究センター長
- (8) 産官学連携推進センター長
- (9) 教育連携推進センター長
- (10) 教授会の選出に基づき、学長が委嘱する教授又は准教授 各学部 4 人
- (11) 事務部長

(任期)

第 3 条 前条第 8 項の者の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第 4 条 大学運営評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 大学予算の方針に関すること。
  - (3) 学部、学科、大学院研究科等の設置及び廃止に関すること。
  - (4) 重要な施設等の設置及び廃止に関すること。
  - (5) 大学教育職員人事の基本方針に関すること。
  - (6) 教育課程の編成方針に関すること。
  - (7) 学生の厚生及びその身分に関する重要なこと。
  - (8) その他大学の運営に関する重要なこと。
- 2 大学運営評議会は、審議の結果、理事会の審議を要請する事項については、理事長に申し出るものとする。

(会議の招集及び議長)

第5条 大学運営評議会は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名する副学長がその職務を行う。

(定足数及び議決)

第6条 会議の定足数は、構成員の3分の2とする。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

3 大学運営評議会の決議は、各学部長から教授会に報告されなければならない。

(構成員以外の出席)

第7条 学長は、必要あるときは、大学運営評議会の決定により、構成員以外の者を会議に出席させて、意見等を述べさせることができる。

(議事録)

第8条 大学運営評議会は、議事録を作成、確認の上、保管するものとする。

(委員会)

第9条 大学運営評議会は、全学のため必要とするときは、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 大学運営評議会の事務は、庶務課において処理する。

(改正)

第11条 この規程の改正は、大学運営評議会の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に選出される第2条第8号の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

3 新潟薬科大学部局長会規程(平成14年4月1日制定施行)は、この規則施行の日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。



## 新潟薬科大学応用生命科学部教授会規程

制 定 平成 14 年 4 月 1 日

最新改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟薬科大学学則第 14 条第 2 項の規定に基づき、新潟薬科大学応用生命科学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 教授会は、本学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

(会議の招集及び議長)

第 3 条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長の指名する教授がその職務を行なう。

(会議)

第 4 条 教授会は、定例に開催する。ただし、必要ある場合は、臨時に開催することができる。

2 教授会構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(審議事項)

第 5 条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育研究活動等の自己点検及び評価に関すること。
- (2) 教員の任免に関すること。
- (3) 教育、研究に関すること。
- (4) 授業科目、単位に関すること。
- (5) 学生の入学、休学、復学、退学、進級、卒業及び賞罰等に関すること。
- (6) 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生の受入れに関すること。
- (7) 特定研究員の受入れに関すること。
- (8) 学生の厚生及び指導に関すること。
- (9) 入学試験に関すること。
- (10) 公開講座等学外の教育活動に関すること。
- (11) 諸規程の制定、改廃に関すること。
- (12) その他学事に関し必要なこと。

(会議の成立要件)

第6条 教授会は、構成員（海外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

（議事の議決）

第7条 諸事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の出席）

第8条 学部長は、必要あるときは教授会の決定により教授会構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

（議事録）

第9条 教授会に議事録を備え、議事の概要を記録して次回の定例教授会で確認を得るものとする。

（委員会等）

第10条 本学部の運営に関する特別な事項を審議し又は専門的な問題を分担企画するため、教授会の下部組織として各種委員会等を置く。

2 各種委員会等については、別に定める。

（庶務）

第11条 教授会に幹事を置き、事務部長をもって充てる。

2 幹事は、議長の指示を受けて教授会に関する事務を処理する。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要なことは、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 新潟薬科大学応用生命科学部各種委員会等設置に関する規程

制 定 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 新潟薬科大学応用生命科学部教授会規程第 10 条第 2 項の規定に基づき、この規程を定める。

(各種委員会等)

第 2 条 新潟薬科大学応用生命科学部教授会（以下「教授会」という。）の下に別表のとおり各種委員会等（以下「委員会等」という。）を置く。

- 2 委員会等の委員長は、委員会等を招集し、その議長となる。
- 3 委員会等の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会等の委員の欠員による補充者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会等の事務は、原則として事務部において処理する。

(委員会等の委員長の選出)

第 3 条 委員長の選出は、学部長の指名による。

- 2 前項において、学部長は予め前委員長と相談のうえ委員長を選出する。
- 3 教務委員会、入試実施委員会、学生・キャリア支援委員会の 3 つの委員会については、委員長を兼ねることができない。
- 4 委員長の任期は、引き続き 4 年を超えることができない。

(委員会等の委員の選出)

第 4 条 委員会の委員の選出は、当該委員会の委員長が学部長と相談のうえ指名する。

- 2 学部長は、必要がある委員会については、当該委員会の委員長と相談のうえ、委員会の委員に事務職員を含めることができる。

(学外有識者の出席)

第 5 条 学部長は、必要があるときは、学外有識者に委員会への出席を求め、意見等を求めることができる。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

応用生命科学部教授会の下に置く委員会

委員会の名称	委員会の 構成人員	委員会の所掌事項等
将来計画委員会	9人	・将来計画、予算及び諸課題の検討・対応に関する事項 ・大学運営評議会将来計画委員会との調整に関する事項 ※委員長職には学部長を以て当てる
教務委員会	6人	・学部の授業科目及び時間割の編成に関する事項 ・学部の授業及び試験その他教務に関する事項
入試実施委員会	8人	・学部の入学試験の実施に関する事項 ・入試委員会との調整に関する事項
広報委員会	8人	・学部の学生募集の実施に関する事項 ・広報室との調整に関する事項
学生・キャリア支援委員会	9人	・学生の厚生指導その他学生生活に関する事項 ・学生の就職活動及びキャリア形成の支援に関する事項
自己点検・評価委員会	5人	・学部の自己点検・評価に関する事項 ・PDCA推進室との調整に関する事項 ※委員長職には学部長を以て当てる
FD委員会	6人	・学部の教員相互の研修、FD活動に関する講演会、研修会への参加等の企画・運営に関する事項
教職課程運営委員会	9人	・教職課程の運営に関する事項

備考

- (1) 入試実施委員会は、新潟薬科大学入学者選抜規程第3条及び第4条に規定する学部等入試実施委員会を兼ねるものとする。
- (2) 構成人員については、必要に応じ増減員することができるものとする。

# 新潟薬科大学組織図（平成27年度）

